女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画（第一期）

株式会社かなえるリンク

（令和 3 年 12 月 28 日策定）

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和４年１月１日　～　令和６年７月３１日までの２年７か月間

２．内容

目標１：女性労働者の４０か月以上継続勤務者の人数を、取組前の４６人から５０人に増やす。

＜取組＞

- 令和４年１月～　所定外労働を削減するための措置の検討に着手
  外部の無料相談窓口の活用を検討
- 令和４年３月～　所定外労働を削減するための措置を決定
  外部の無料相談窓口の活用を決定
- 令和４年４月～　ストレスチェックの利活用を促進する
  外部の無料相談窓口を設置し社員に周知
- 令和４年５月～　所定外労働を削減するための措置を導入し社員に周知
- 令和５年７月～　所定外労働の削減目標を定め社員に周知
  組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージの発信